○金融庁農林水産省告示第十四号

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）第五十条の七第六号への規定に基づき、所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成二十三年一月四日から施行する。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　鹿野　道彦

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の七第六号への所属組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）と特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属組合の子会社（同法第十一条の六第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社（同令第二十六条第三項第一号の三及び第一号の四並びに第四項第二号及び第二号の二に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。）とする。

○金融庁農林水産省告示第十五号

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第百二十三条第六号への規定に基づき、農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成二十三年一月四日から施行する。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　鹿野　道彦

農林中央金庫法施行規則第百二十三条第六号への農林中央金庫と農林中央金庫代理業者（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。）の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、農林中央金庫の子会社（同法第二十四条第三項に規定する子会社（同令第九十七条第二項第七号及び第七号の二に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。）とする。

○総務省告示第四百四十九号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定に基づき、平成二十二年度地方債計画（平成二十二年総務省告示第百三十四号）の全部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十八日

総務大臣　片山　善博

平成22年度地方債計画

（単位：億円、％）

項目	平成22年度計画額(A)	平成21年度計画額(B)	差引(A)−(B)(C)	増減率(C)／(B)×100
一　一般会計債	16,815	18,186	△ 1,371	△ 7.5
一　一般公共事業	1,283	1,532	△ 249	△ 16.3
2　公営住宅建設事業	509	372	137	36.8
3　災害復旧事業	6,887	5,974	913	15.3
4　教育・福祉施設等整備事業	3,184	1,923	1,261	65.6
(1)　学校教育施設等	301	291	10	3.4
(2)　社会福祉施設	1,054	1,243	△ 189	△ 15.2
(3)　一般廃棄物処理	1,748	1,817	△ 69	△ 3.8
(4)　一般補助施設等（一般財源化分）	600	700	△ 100	△ 14.3
(5)　施設（一般単独事業）	23,935	27,057	△ 3,122	△ 11.5
5　一般公共事業	4,955	5,328	△ 373	△ 7.0
(1)　一般地域活性化	600	844	△ 244	△ 28.9
(2)　地域活性化	1,039	1,222	△ 183	△ 15.0
(3)　防災対策	9,141	10,163	△ 1,022	△ 10.1
(4)　地方道路等	8,200	9,500	△ 1,300	△ 13.7
(5)　旧合併特例	3,133	3,116	17	0.5
6　辺地及び過疎対策事業	433	478	△ 45	△ 9.4
(1)　辺地対策	2,700	2,638	62	2.4
(2)　過疎対策	516	607	△ 91	△ 15.0
7　公共用地先行取得等事業	3,200	3,200	0	0.0
8　行政改革推進	200	100	100	100.0
9　調整	56,478	60,144	△ 3,666	△ 6.1
二　公営企業債	3,578	3,570	8	0.2
1　水道事業	238	289	△ 51	△ 17.6
2　工業用水道事業	2,817	2,564	253	9.9
3　交通事業	61	36	25	69.4
4　電気事業・ガス事業	515	550	△ 35	△ 6.4
5　港湾整備事業	2,779	2,414	365	15.1
6　病院事業・介護サービス事業	934	128	806	629.7
7　市場事業・と畜場事業	1,459	1,339	120	9.0
8　地域開発事業	12,616	13,494	△ 878	△ 6.5
9　下水道事業	42	130	△ 88	△ 67.7
10　観光その他事業	25,039	24,514	525	2.1
合計	81,517	84,658	△ 3,141	△ 3.7
三　公営企業借換債	300	—	300	皆増
四　臨時財政対策債	77,069	51,486	25,583	49.7
五　退職手当債	4,900	5,700	△ 800	△ 14.0
六　国の予算等貸付金債	(1,185)	(1,819)	(△ 634)	(△ 34.9)
総計	(1,185) 163,786	(1,819) 141,844	(△ 634) 21,942	(△ 34.9) 15.5